



県章

群馬県報

平成29年
9月29日(金)
第9538号

目次

ページ

規則

- 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課） 2
- 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則（企業局総務課） 8

告示

- 特定猟具使用禁止区域の指定（自然環境課） 9
- 鳥獣保護区設定の告示の一部改正（同） 9
- 銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正（同） 9
- 鳥獣保護区設定の告示の一部改正（同） 10
- 銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正（同） 11
- 鳥獣保護区設定の告示の一部改正（同） 13
- 同 14
- 指定猟法禁止区域の指定の告示の一部改正（同） 14
- 銃猟禁止区域の指定の告示の一部改正（同） 14
- 同 15
- 道路の区域変更（道路管理課） 15
- 道路の供用開始（同） 15
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 16
- 同 16

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 17
- 所在不分明通知（森林保全課） 17
- 建設業法第29条の2第1項の規定による公告（建設企画課） 19
- 開発工事の完了（建築課） 19

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 21

病院管理規程

- 群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程（総務課） 21
- 群馬県病院局職務権限規程等の一部を改正する規程（同） 21

落札

- 落札者等の決定（会計課） 22

規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四十九号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年群馬県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表省令第五条の五の二第二項の項の次に次のように加える。

省令第五条の五の二の二第一項	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	別記様式第七号の二
----------------	-------------------	-----------

第二条の表省令第五条の十の二第二項の項の次に次のように加える。

省令第五条の十の二の二第二項	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	別記様式第十三号の二
----------------	-------------------	------------

別表中

八 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係るものを除く。）	別記様式第七号	正本一部及び副本一部
--	---------	------------

八 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準適合水銀処理物の埋立処分用に供される一般廃棄物の設置に係るものを除く。）	別記様式第七号	正本一部及び副本一部
八の二 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準適合水銀処理物の埋立処分用に供される一般廃棄物の設置に係るもの）	別記様式第七号の二	正本一部及び副本一部

係るものを除く。）に係るものに限る。）

十四 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）	別記様式第十三号	正本一部及び副本一部
---	----------	------------

十四 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設（基準適合水銀処理物の埋立処分用に供されるものを除く。）に係るものに限る。）	別記様式第十三号	正本一部及び副本一部
---	----------	------------

十四の二 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準適合水銀処理物の埋立処分用に供される市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）	別記様式第十三号の二	正本一部及び副本一部
---	------------	------------

める。

別記様式第一号第一面及び別記様式第四号第一面中「石膏含有一般廃棄物」の次に「、基準適合水銀処理物又は基準適合水銀処理物」を加える。

別記様式第六号表面中「埋立の」を「埋立ての」に改め、同様式裏面中「石膏含有一般廃棄物」の次に「、基準適合水銀処理物又は基準適合水銀処理物」を加える。

別記様式第七号表面中「、一般廃棄物最終処分場」を「、基準適合水銀処理物の埋立処分用に供されていなく一般廃棄物最終処分場」に改め、「石膏含有一般廃棄物」の次に「又は基準適合水銀処理物」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

を

に改

別記様式第7号の2（規格A4）（第2条関係）

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日 群馬県知事 あて 申請者 ふりがな 住 所 ふりがな 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 郵便番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されている一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号	
埋め立てた水銀処理物の数量	m ³
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置 の内容	
火災の発生の防止に関する措置 の内容	

(裏面)

ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容			
地下水等の水質の状況			
覆いの厚さ、材料及び強度	厚	材	強
	さ	料	度
措置の内容			
※ 事務処理欄			
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。 4 「措置の内容」の欄には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容を記載すること。 5 2部提出すること。			

別記様式第九号表面及び別記様式第十号中「石綿含有一般廃棄物」の次に「、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物」を加える。

別記様式第十号表面中「埋立の」や「埋立ての」に於て、同様式裏面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物」を加える。

別記様式第十号表面中「、一般廃棄物最終処分場」や「、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されていない一般廃棄物最終処分場」に於て、「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は基準適合水銀処理物」を加える。

別記様式第13号の2（規格A4）（第2条関係）

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日 群馬県知事 あて 申請者 名 称 代表者の氏名 印 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項の規定により、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されている一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
届 出 の 年 月 日	
埋め立てた水銀処理物の数量	m ³
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置 の内容	
火災の発生防止に関する措置 の内容	

(裏面)

ねずみの生息及び害虫の発生の 防止に関する措置の内容			
地 下 水 等 の 水 質 の 状 況			
覆いの厚さ、材料及び強度	厚	材	強
	さ	料	度
措 置 の 内 容			
※ 事 務 処 理 欄			
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 5 2 年総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条第 2 項第 1 0 号の規定により採取された地下水等をいう。 3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条の 2 第 2 項第 4 号の規定による覆いをいう。 4 「措置の内容」の欄には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により講じた措置の内容を記載すること。 5 2 部提出すること。			

別記様式第二十号中

「4 ※の欄は記載しないこと。

5 2部提出すること。

「4 産業廃棄物処理施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に水銀処理物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に基準適合水銀処理物及び基準不適合水銀処理物のそれぞれの年間処理量の見込みを記載すること。

5 ※の欄は記載しないこと。

6 2部提出すること。

改める。

別記様式第二十号中

「6 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に、群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により交付された受理書を添えて提出すること。

7 2部提出すること。

「6 当該施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、「一般廃棄物」の欄に水銀処理物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に基準適合水銀処理物及び基準不適合水銀処理物のそれぞれの年間処理量の見込みを記載すること。

7 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に、群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により交付された受理書を添えて提出すること。

8 2部提出すること。

改める。

別記様式第二十二号裏面中「の記載のある」や「が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がない」と改める。

別記様式第二十二号中「石綿含有一般廃棄物」の次に「、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物」を記入する。

別記様式第二十三号裏面及び別記様式第二十三号裏面中「の記載のある」や「が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がない」と改める。

別記様式第二十三号中

「注 当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に石綿含有一般廃棄物进行处理する旨を記載すること。

「注 1 当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に石綿

含有一般廃棄物进行处理する旨を記載すること。

2 当該施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物を処理する旨を記載すること。

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別記様式第二十二号裏面、別記様式第三十一号裏面及び別記様式第三十二号裏面の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五十号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則（昭和四十一年群馬県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「副院長」の下に「、院長補佐」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第277号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大 澤 正 明

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
荒砥川特定猟具使用禁止区域	前橋市及び伊勢崎市の一部で、前橋市道00-088号線と荒砥川の交点（木三橋の右岸橋台）を起点とし、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）121号線に至り、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）219号線との交点に至り、これから同市道を南に進み伊勢崎市道（伊）1-275号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み伊勢崎市道（伊）1-586号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み伊勢崎市道（伊）1-285号線との交点に至り、これから同市道を南に進み伊勢崎市道（伊）103号線との交点に至り、これから荒砥川右岸堤防の最南端に向かって北西に進み同堤防に至り、これから同堤防を北西及び北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（20ヘクタール）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器

◎群馬県告示第278号

鳥獣保護区設定の告示（昭和42年群馬県告示第685号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大 澤 正 明

表丸沼菅沼鳥獣保護区の項中「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成39年10月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第279号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和45年群馬県告示第409号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大 澤 正 明

5を次のように改める。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
榛名荘特定猟具使用禁止区域	高崎市の一部で県道安中榛名湖線と市道2130線との交点を起点とし、これから同市道を南南西に進んで市道2146線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道106線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道2241線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道2187線との交点に至り、これから同市道を北北西に進んで県道安中榛名湖線との交点に至り、これから同県道を東南東に進んでヤゲン堀にかかる同県道橋梁の北端にある市道101線に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進んで市道101線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道203線との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで県道安中榛名湖線との交点に至り、これから同県道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（59ヘクタール）	永年	銃器

◎群馬県告示第280号

鳥獣保護区設定の告示（昭和47年群馬県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表三名湖鳥獣保護区の項及び大塩鳥獣保護区の項を次のように改める。

三名湖鳥獣保護区	藤岡市の一部で、主要地方道前橋長瀬線と林道保美浄法寺線との交点を起点とし、これから同林道を西に進んで平塚農道に至り、これから同農道を北西に進んで県道下日野神田線に至り、これから同県道を西に進んで鮎川用水管理道に至り、これから同管理道を北西に進んで県道上日野藤岡線に至り、これから同県道を北東に進んで主要地方道神田吉井停車場線に至り、これから同主要地方道を南東に進んで主要地方道前橋長瀬線に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（370ヘクタール）	平成14年1月1日から平成34年10月31日まで	1 指定区分 集団渡来地 2 指定目的 集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため
大塩鳥獣保護区	富岡市南後箇、岡本及び岩染の一部で、県道下仁田小幡線と市道浅香入線との交点を起点とし、これから同県道を東に進んで富岡市と甘楽郡との境界線に至り、これから同境界線を南西に進んで峰峠（662メートル）を経て県道秋畑富岡線（藤田峠）に至り、これから同県道を北に進んで市道菅原岩染線に至り、これから同市道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（580ヘクタール）	平成14年1月1日から平成34年10月31日まで	1 指定区分 集団渡来地 2 指定目的 集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため

表小根山鳥獣保護区の項中「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成39年10月31日まで」に改め、同表備考を削る。

◎群馬県告示第281号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和51年群馬県告示第645号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1の項から14の項までを削り、次の表を加える。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
西小地区特定 猟具使用禁止 区域	渋川市の一部で、主要地方道渋川松井田線と市道1-4226号線との交点を起点とし、これから同主要地方道を南西に進んで市道軽浜線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道金井大野線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道1-5669号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道1-5642号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道元町入沢線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1-4226号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（51ヘクタール）	永年	銃器
入原西原特定 猟具使用禁止 区域	利根郡昭和村及び沼田市の一部で、県道下久屋渋川線と佐久発電所綾戸取水口専用道路との交点を起点とし、これから同専用道路を南西に進んでダムサイドに至り、これから同ダムサイドを南西に進んで国道17号との交点に至り、これから同国道を北西に進んで県道岩本停車場線との交点（久呂保橋）に至り、これから同県道を北東に進んで県道下久屋渋川線との交点に至り、これから県道下久屋渋川線を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（108ヘクタール）	永年	銃器
久原特定猟具 使用禁止区域	富岡市妙義町の一部で、主要地方道一ノ宮妙義線と市道11244号線との交点を起点とし、これから同市道を南西に進んで市道11235号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道久原丹生線との交点に至り、これから同市道を北に進んで主要地方道一ノ宮妙義線と市道三ッ屋西横野線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで鹿島橋を経て市道11126号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道11157号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで県道宇田磯部停車場線と市道11086号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで富岡市黒川と富岡市妙義町下高田との境界に至り、これから同境界を南に進んで県道宇田磯部停車場線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道11199号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道11377号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道11374号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで主要地方道一ノ宮妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで市道本村新光寺1号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで高田川右岸土手上道路との交点に至り、これから同右岸土手上道路を北西に進んで市道11336号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで主要地方道一ノ宮妙義線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（39ヘクタール）	永年	銃器
紅葉山特定猟 具使用禁止区 域	甘楽郡甘楽町の一部で、町道富士の越線と町道5-50号線との交点を起点とし、これから町道富士の越線を南南西に進んで町道5-50号線と農道（歩道）との交点に至り、これから	永年	銃器

	同農道を南西に進んで紅葉山から町道富士の越線に通ずる農道との交点に至り、これから同農道を南南西に進んで町道5—106号線に接する水路に通ずる歩道との交点に至り、これから同歩道を西北西に進んで町道5—106号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで町道5—37号線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道5—48号線との交点に至り、これから同町道を東に進んで町道5—49号線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで町道5—50号線との交点に至り、これから同町道を東北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（20ヘクタール）		
日本実験医学研究所特定猟具使用禁止区域	吾妻郡東吾妻町の一部で、町道10の14号線とさかさからまつ雑木林界との交点を起点とし、これから同町道を北に進んで共同飼育場の桑畑と私有界（雑木林）との交点に至り、これから同境界を東に進んで農道10の104号線との交点に至り、これから同農道を東南に進んで桑畑と私有林（雑木林）との交点に至り、これから西南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（17ヘクタール）	永年	銃器
館林特定猟具使用禁止区域	館林市及び邑楽郡邑楽町の一部で、市道1—12号線と市道2—26号線との交点を起点とし、これから市道1—12号線を北西に進んで主要地方道佐野行田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで主要地方道熊谷館林線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進んで市道6173号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道6189号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道6206号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道6298号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道6280号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで館林市と邑楽町の境界線に至り、これから同境界線を北に進んで県道古戸館林線との交点に至り、これから同県道を東に進んで邑楽町道13—52号線との交点に至り、これから同町道を北に進んで市道7124号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道7110号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道7098号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道7096号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道7387号線との交点に至り、これから市道7099号線を北東に進んで市道1—7号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道1—5号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで市道8352号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道8237号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで主要地方道足利館林線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで市道2—15号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで東武鉄道佐野線との交点に至り、これから同鉄道を北東に進んで市道2108号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道2124号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道2—13号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道2093号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道2090号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2048号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2047号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道2070号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道3082号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道3083号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道3046号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道3045号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1—9号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで主要地方道館林藤岡線との交点に至り、これから同主要地方道を南西に進んで主要地方道佐	永年	銃器

	野行田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで国道354号と県道江口館林線との交点に至り、これから同県道を南に進んで市道2-25号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道2-26号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（1,620ヘクタール）		
八幡川・染谷川特定猟具使用禁止区域	北群馬郡榛東村、前橋市及び高崎市の一部で、県道足門前橋線と主要地方道高崎渋川線との交点を起点とし、これから同主要地方道を北に進んで県道南新井前橋線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで県道新井下室田線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで新保橋に至り、これから八幡川を東に進んで主要地方道高崎渋川線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで前橋市道00-150号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで前橋市道18-044号線と関越自動車道西側道との交点に至り、これから同側道を南に進んで主要地方道前橋箕郷線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進んで関越自動車道東側道との交点に至り、これから同側道を南に進んで主要地方道足門前橋線との交点に至り、これから同主要地方道を西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（790ヘクタール）	永年	銃器

◎群馬県告示第282号

鳥獣保護区設定の告示（昭和52年群馬県告示第817号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表神流湖鳥獣保護区の項中「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成39年10月31日まで」に改め、同表要害山鳥獣保護区の項を次のように改める。

要害山鳥獣保護区	みどり市の一部で、国道122号と市道1級11号線と市道1級6号線との交点を起点とし、これから市道1級6号線を北に進んで渡良瀬川にかかる新栄橋を経て県道小平塩原線との交点に至り、これから同県道を東に進んで福岡橋を経て市道大間々7127号線に至り、これから同市道を南東及び東に進んで市道大間々7126号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道1級7号線との交点に至り、これから同市道を南西及び南に進んで市道大間々7099号線との交点に至り、これから同市道を東及び南西に進んで市道大間々7098号線との交点に至り、これから同市道を南西及び南東に進んで大間々カントリークラブとの境界に至り、これから同境界を南東に進んで市道大間々7323号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで市道大間々7063号線との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで市道大間々7064号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで大間々カントリークラブとの境界に至り、これから同境界を南東に進んで市道大間々7059号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道大間々7053号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道大間々7052号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道大間々7051号線との交点に至り、これから同市道	平成14年1月1日から平成34年10月31日まで	1 指定区分 身近な鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の良好な生息地を確保し、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため
----------	--	--------------------------	--

	を南に進んで県道駒形大間々線との交点に至り、これから同県道を西及び北西に進んで市道1級11号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（120ヘクタール）		
--	--	--	--

表備考を削る。

◎群馬県告示第283号

鳥獣保護区設定の告示（昭和62年群馬県告示第825号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表花見ヶ原鳥獣保護区の項中「赤面国有林利根下流森林計画区425林班」を「利根下流森林計画区赤面国有林425林班」に、「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成39年10月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第284号

指定猟法禁止区域の指定の告示（平成16年群馬県告示第555号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

本文中「鉛製散弾」を「鉛製銃弾」に改め、表利根大堰指定猟法禁止区域の項中「県道足利邑楽行田線」を「主要地方道足利邑楽行田線」に、「大里郡」を「熊谷市」に改める。

◎群馬県告示第285号

銃猟禁止区域の指定の告示（平成19年群馬県告示第377号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表新里町山上・鶴ヶ谷特定猟具使用禁止区域の項中「平成24年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成34年10月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第286号

銃猟禁止区域の指定の告示（平成20年群馬県告示第419号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表千代田町利根川西特定猟具使用禁止区域の項及び大泉町利根川西特定猟具使用禁止区域の項中「平成20年11月1日から平成29年10月31日まで」を「平成29年11月1日から平成39年10月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	藤岡市譲原字柴原1211番の1地先から同市同字同1286番の1地先まで	前	9.5～16.1	176.4
			後	9.5～26.2	180.0

◎群馬県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	高崎市吉井町本郷字道六神4番の1地先から同市同字親王町949番の1地先まで	平成29年9月29日

◎群馬県告示第289号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

芹田地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	富岡市		下黒岩	西ノ谷	483番
2	同		同	同	486番
3	同		同	芹田	517番1
4	同		同	同	526番3
5	同		同	同	530番
6	同		同	同	488番
7	同		同	同	498番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第290号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

芹田地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	富岡市		下黒岩	芹田	538番1
2	同		同	同	同
3	同		同	同	537番1
4	同		同	同	536番1
5	同		同	同	535番4
6	同		同	同	535番1
7	同		同	同	530番
8	同		同	同	528番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年9月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人いせさきはぐろサロン
- 3 代表者の氏名 櫻場一典
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市羽黒町四丁目4番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、生活困窮者等、並びにその家族などが地域で自立して生活していける社会の実現を図るために必要な事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。又、これらの活動に企業・団体・個人等が参加することにより安全で活力あるまちづくりの建設と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を上野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
多野郡上野村大字野栗沢字川戸頭738、字瀬戸912の2、字桐久保968	黒澤一史	
多野郡上野村大字野栗沢字チノ沢747、字桐久保954、甲955	黒沢千代子	
多野郡上野村大字野栗沢字休石750、751、字瀬戸905の1、912の1、字狐久保913	黒澤寛次	
多野郡上野村大字野栗沢字休石752、字平松甲875	黒沢やま	
多野郡上野村大字野栗沢字明ツミド764の1	黒沢竹次郎	
多野郡上野村大字野栗沢字ソタノソリ762、字彦子反り773、字一ノ小屋甲800、乙800、字孫子畑807	黒沢てる	
多野郡上野村大字野栗沢字一ノ小屋774、775	黒澤喜美恵	
多野郡上野村大字野栗沢字一ノ小屋795	黒澤峯	

多野郡上野村大字野栗沢字水ノ岩865、868の3、字瀬戸910	黒澤勝衛	
多野郡上野村大字野栗沢字瀬戸甲911	黒澤槌松	
多野郡上野村大字野栗沢字狐久保914、915、927	黒澤理作	
多野郡上野村大字野栗沢字狐久保919の1	黒澤光雄	
多野郡上野村大字野栗沢字白岩946	黒澤竹次郎	
多野郡上野村大字野栗沢字桐久保甲966	黒澤峯次郎	
多野郡上野村大字檜原字崩383、2350	清水竹男	
多野郡上野村大字檜原字大地萱2526の1、2526の2	相馬房次	
多野郡上野村大字檜原字下夏内756の1、756の2	高橋徳太郎	
多野郡上野村大字檜原字下夏内2604、2605	今井久司	共有林
多野郡上野村大字檜原字向山1890から1892まで	黒澤克支	
多野郡上野村大字檜原字日影山2377の1、2377の2	斎藤泉	
多野郡上野村大字檜原字日影山2378の1	黒沢堯雄	
多野郡上野村大字檜原字西沢2467の1	仲澤清春	
多野郡上野村大字檜原字西沢2469	仲沢義春	
多野郡上野村大字檜原字西沢2472の1	仲澤泰三	
多野郡上野村大字檜原字西沢2474	黒沢ふさ	
多野郡上野村大字檜原字明ヶ沢3020、3026	黒澤虎一郎	
多野郡上野村大字檜原字後山2824の2から2824の5まで	飯出喜七	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸905の1、字孫子畑807、字水ノ岩865、868の3、字瀬戸910、甲911、字明ヶ沢3026

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考

多野郡上野村大字勝山字西平144の2	三木保徳	
多野郡上野村大字勝山字西平145の1	丸山進	
多野郡上野村大字勝山字西平145の2	田村瀧三郎	
多野郡上野村大字野栗沢孫子畑811の3	黒澤喜美恵	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西平145の1、145の2、字孫子畑811の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成29年1月13日群馬県告示第11号

次の建設業者については、その所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消す。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日	許可番号
Solar Boys 株式会社	コインブラ萬吉	太田市竜舞町5128	平成27年11月27日	群馬県知事許可（般一27）第23747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	北群馬郡吉岡町大字大久保字新田入口947-1、 947-3、947-4、949-1、950-1	前橋市総社町総社1381番地11 アイ・ケイ・ケイ株式会社 代表取締役 岩崎 一男
2	邑楽郡明和町大佐貫240	邑楽郡明和町大佐貫207番地2 有限会社ダイニチ 代表取締役 田口寿明
3	邑楽郡明和町大佐貫266-3、266-4、26 7-3	邑楽郡明和町新里264番地1 カーサブラシ ードA203 増子宗太
4	邑楽郡邑楽町大字中野字富士ノ腰2311-9	邑楽郡邑楽町大字中野2803番地16 前原 貸家F棟 狩野正憲
5	邑楽郡邑楽町大字中野字荒神867-1、868- 1	邑楽郡邑楽町大字中野2787番地7 田中竜太
6	邑楽郡明和町大佐貫267-6	館林市堀工町1668番地 クリスマスローズ B-203 我那覇隆清
7	邑楽郡明和町大佐貫254-4、254-2の一 部、254-2先水路の一部	邑楽郡明和町新里622番地1 ア・ラ・モー ドI104 江森佐佳栄

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年九月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表一病院局の部専門機関の項中「副院長」を「副院長 院長補佐」に改める。

附 則
この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十九年九月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程（平成十五年群馬県病院管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「副院長」の下に「院長補佐」を、「循環器内科第四部長」の下に「心臓血管外科第三部長」を加える。

第九条の表副院長の項の次に次のように加える。

院長補佐	上司の命を受け、医療に係る院内改革について院長を補佐する。
------	-------------------------------

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

群馬県病院局職務権限規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院局職務権限規程等の一部を改正する規程

（群馬県病院局職務権限規程の一部改正）
第一条 群馬県病院局職務権限規程（平成十五年群馬県病院管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「ときは」の下に「院長補佐。副院長及び院長補佐が共に不在のときは」を加え、同条第三号中「時は」を「ときは、院長補佐。副院長及び院長補佐が共に不在のときは」に改める。

（群馬県病院局事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第二条 群馬県病院局事業職員の給与に関する規程（平成十五年群馬県病院管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二医療職給料表（一）の部三級の項中「局長」を「院長補佐又は局長」に改める。

別表第五専門機関の項中「局長（一）」を「院長補佐及び局長（一）」に改める。

（群馬県病院局事業職員の旅費規程及び群馬県病院局宿日直規程の一部改正）

第三条 次に掲げる規程の規定中「副院長」の下に「院長補佐」を加える。

一 群馬県病院局事業職員の旅費規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十号）別表第二七級の項

二 群馬県病院局宿日直規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十二号）第三条第三項第一号

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成29年9月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

番号	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
①	除雪ドーザ（14t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ）	1台	コマツ建機販売株式会社 関越カンパニー群馬支店	群馬県前橋市上増田町904-14	21,222,000円
②	除雪トラック（4×4、路面整正装置付）	1台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町1-35-32	29,160,000円
③	凍結防止剤散布車（3t級、湿式、4×4）	1台	株式会社日本除雪機製作所東京支社	東京都台東区東上野1-9-7 YTSビル4階	20,088,000円

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 平成29年9月8日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 平成29年7月28日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111